

長崎県県営住宅買い物困難者支援移動販売事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県（以下、「県」という。）が長崎県県営住宅（以下「県営住宅」という。）の入居者で食料品等の日常の買物が困難な方等を支援するとともに、入居者の利便性の向上を図ることを目的として、県営住宅団地内で民間事業者が移動販売事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 本事業は、県営住宅団地内で食料品等の移動販売を行うことを希望する事業者（以下、「移動販売事業者」という。）の申請に対し県が許可をすることにより実施するものとする。

(申請要件)

第3条 移動販売事業者は、次の各号の要件のすべてを満たす場合に限り、前条の許可を申請することができるものとする。

- (1) 第1条の目的を理解し、尊重した上で移動販売を行おうとする者であること。
- (2) 移動販売を行うために必要な保健所等の許可を受けている者であること。
- (3) 移動販売を行うことについて、事前に地元自治会等への説明を行い、自治会等の了解を得た者であること。

(許可申請)

第4条 第2条の許可を受けようとする移動販売事業者は、別記様式第1号の長崎県県営住宅団地内移動販売許可申請書を県に提出して申請するものとする。

(許可及び許可基準)

第5条 県は、前条の申請に対し、移動販売事業者の移動販売が次の各号の要件のすべてを満たすときは第2条の許可ができるものとする。

- (1) 販売品目は、食料品又は日常生活用品等（以下「食料・日用品等」という。）であること。
 - (2) 販売形態は、自動車に販売施設を設けて食料・日用品等を販売するものとする。
- 2 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条の許可をしない。
- (1) 第4条の申請書の内容に虚偽があったとき。
 - (2) 移動販売事業者がその業務に係る能力を有していないと認められるとき。
 - (3) 当該移動販売が県営住宅の入居者又は周辺住民に危険や被害を及ぼす恐れがあるとき。
 - (4) 移動販売事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第77号)第2条第2号に規定する暴力団であること又はその役員等(移動販売事業者が個人である場合にはその者を、移動販売事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であることが判明したとき。

- 3 第1項の許可の有効期間は、第8条各項による許可の取消しがあった日、又は第10条による移動販売廃止届出書の移動販売廃止日までとする。

(許可通知及び許可証)

第6条 県は、前条第1項による許可をしたときは、別記様式第2号により当該移動販売事業者(以下、単に「移動販売事業者」という。)に通知し、別記様式第3号の長崎県県営住宅団地内移動販売許可証を交付するものとする。

- 2 移動販売事業者は、第8条各項による許可の取消しがあったとき及び第10条による移動販売の廃止の届出をしたときは、前項の許可証を県へ返納するものとする。

(遵守事項)

第7条 移動販売事業者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 販売日及び販売時間 県と移動販売事業者の協議により決定した日及び時間の範囲内で販売すること。なお、販売時間は午前9時から午後6時の間で決定するものとする。
- (2) 販売場所 県と移動販売事業者の協議により決定した場所の範囲内で販売すること。
- (3) 許可証の表示 移動販売事業者は、県営住宅団地内で移動販売を行うときは、前条第1項の移動販売許可証を移動販売用自動車の外部から見える位置に表示すること。

(許可の取り消し)

第8条 県は、県営住宅の管理上必要があると認めるとき又は移動販売事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項による許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条及び第5条第1項に定める要件のいずれかに該当しなくなったとき。
 - (2) 第5条第2項各号のいずれかに該当したとき。
 - (3) 第7条の規定に違反したとき。
 - (4) 正当な理由により、当該団地自治会から不許可の申し出があったとき。
 - (5) その他、移動販売事業者として適当でなくなったとき。
- 2 県は、前項の許可の取り消しを県営住宅の管理上の必要からする場合は、当該移動販売事業者に対し許可を取り消す日の1か月前までにその旨を通知するものとする。

(再協議)

第9条 移動販売事業者は、第7条に定めるところにより県と協議して決定した販売日、販売時間又は販売場所を変更しようとするときは、予め県と再協議しなければならない。

(移動販売の廃止)

第10条 移動販売事業者が第5条第1項による許可を受けた移動販売を廃止しようとするときは、別記様式第4号により予め県に届け出なければならない。

(賠償責任)

第11条 移動販売事業者はその責めに帰する理由により、県営住宅施設に汚損、破損その他の損害を与えたときは、県に対し損害額に相当する金額を支払わなければならない。

2 移動販売事業者は、県又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならない。

3 移動販売の実施に当たり、移動販売事業者に損害を生じても、県はその責めを負わない。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和3年11月16日から施行する。